別表(第3条、第4条関係)

区分	種目	障害及び程度	性能
給付	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	腕、脚等の訓練のできる器 具を付帯し、原則として使 用者の頭部及び脚部の傾斜 角度を個別に調節できる機 能を有するもの
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1級(常時介護を要するものに限る。)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1級(常時介護を要するものに限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(入 浴にあたって、家族等他人の介助を 要するものに限る。)	
	体位变換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(下 着交換等に当たって、家族等他人の 介助を要するものに限る。)	
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上	介護者が重度身体障害者を 移動させるに当たって、容 易に使用し得るもの。ただ し,天井走行型その他住宅 改修を伴う者を除く。
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 (児のみ)	障害者が容易に使用し得る もの
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 (児のみ)	障害者が容易に使用し得る もの
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、 浴槽への入水等を補助で き、障害者又は介助者が容 易に使用し得るもの。ただ し、設置に当たり住宅改修 を伴うものは除く。

便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	障害者が容易に使用し得る もの(手すりをつけること ができる。)ただし、取替え に当たり住宅改修を伴うも のを除く。
頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害2級以上	ヘルメット型で、転倒の際 に頭部を保護できる性能を 有するもの。
	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 2 級以上	十分な強度を有するもの
	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 2 級以上	障害者が容易に使用し得る もの
特殊便器	上肢障害 2 級以上	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、 取替えに当たり住宅改修を 伴うものを除く。
火災報知器	障害等級 2 級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
自動消火器	障害等級 2 級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
電磁調理器	視覚障害 2 級以上(盲人のみの世帯 及びこれに準ずる世帯)	視覚障害が容易に使用し得るもの
步 行 時 間 延 長信 号 機 用 小 型送信機	視覚障害 2 級以上	視覚障害が容易に使用し得 るもの
	聴覚障害2級以上 (聴覚障害者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯で日常生活上必要と認め られる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等 により知覚できるもの
透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携 帯式腹膜灌流法 (CAPD)による透析 療法を行う者	

ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度	障害者が容易に使用し得る
(吸入器)	の身体障害者であって、必要と認め	もの
	られる者	
電気式たん吸	呼吸機能障害 3 級以上又は同程度の	障害者が容易に使用し得る
引機	身体障害者であって、必要と認めら	もの
	れる者	
酸素ボンベ運	医療保険における在宅酸素療法を行	障害者が容易に使用し得る
搬車	う者	もの
盲人用体温計	視覚障害 2 級以上(盲人のみの世帯	視覚障害が容易に使用し得
	及びこれに準ずる世帯)	るもの
盲人用体重計	視覚障害 2 級以上(盲人のみの世帯	祖世陪宝が窓易に使田し得
	及びこれに準ずる世帯)	るもの
	·	
	音声言語機能障害者又は肢体不自由 者であって、発声・発語に著しい障	
	害を有する者	し、障害者が容易に使用し
	古で行りる自	得るもの
	上肢機能障害又は視覚障害2級以上	
援用具		もの
	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障	
	害者(原則として視覚障害 2 級以上	
	かつ聴覚障害 2級)の身体障害者で	ことのできるもの
	あって、必要と認められる者	
点字器	視 覚 障 害 2 級 以 上	障害者が容易に使用し得る
		もの
点字タイプラ	視覚障害 2 級以上(本人が就労若し	視覚障害が容易に使用し得
イター	くは就学しているか又は就労が見込	るもの
	まれる者に限る。)	
視覚障害者用	視覚障害 2 級以上	障害者が容易に使用し得る
ポータブルレ		もの
コーダー		
視覚障害者用	視覚障害2級以上	障害者が容易に使用し得る
活字文書読み		もの
泊ナス盲点の		0 0)

П			
	視 覚 障 害 者 用 拡 大 図 書 器	視覚障害者であって、本装置により 文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの
	盲人用時計	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害が容易に使用し得
	聴 覚 障 害 者 用 通 信 装 置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい 障害を有する者であって、コミュニ ケーション、緊急連絡等の手段とし て必要と認められる者	ができ、音声の代わりに、
	聴 覚 障 害 者 用 情 報 受 信 装 置	聴覚障害者のうち、必要と認められ る者	障害者が容易に使用し得る もの
	人工喉頭	喉頭摘出者	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によってい る視覚障害者	点字により作成された図書
貸与	福祉電話	聴覚障害者又は外出困難な身体障害者(原則として 2 級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者及びファクス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
	ファックス	聴覚又は、音声・言語機能障害 3 級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者 (電話 (難聴者用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	
共 同利用	視 覚 障 害 者 用 ワ ー ド プ ロ ッ セ サ ー	視覚障害者	編集、構成機能を持ち日本 点字表記法に基づき、入力 した文章を自動的に点字変 換が可能で点字プリンター との連動により点字文書の

				作成及び音声化ができるも
				0
排	泄	ストーマ装具	ストーマ造設	障害者が容易に使用し得る
管	理	(ストーマ用	高度の排便機能障害、脳原生運動機	もの
支	援	品、洗腸用具)	能障害かつ意志表示困難	
用具	Į	紙おむつ等	高度の排尿機能障害	
		(紙おむつ、		
		サラシ、ガー		
		ゼ 等 衛 生 用		
		品)収尿器		

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト等をいう。